

平成十五年五月二十九日提出
質問 第八九号

イラク戦争と我が国の外交に関する質問主意書

提出者 金田 誠 一

イラク戦争と我が国の外交に関する質問主意書

イラク戦争は米国等による圧倒的な軍事力の行使により、事実上終了した。軍事的には米国等の勝利であるが、このことはこの戦争の正当性を何ら裏付けるものではない。

そこで今回の戦争とこれにかかわる我が国の外交の在り方に関して政府の見解を明らかにするため以下質問する。

一 今回のイラク戦争において、我が国政府は米国等のイラクに対する武力行使を支持したところである。そこでこの武力行使の根拠となる国連憲章、安保理決議（その具体的な条項についても）並びに国際法について政府の見解を明らかにされたい。

二 我が国政府が、内閣（内閣法（昭和二十二年一月十六日法律第五号）でいうところのもの。以下同じ。）として米国等によるイラクへの武力行使の支持を決定したのは何時か明らかにされたい。

三 小泉総理は第一五六回国会国家基本政策委員会合同審査会（平成十五年三月十九日）において、イラク戦争に対する日本の態度について「日本の国家利益を考えて」表明すると発言した。

現行憲法制定後において、我が国の外交に関して総理が公の場で国家利益（すなわち「国益」）につい

てあからさまに言及したことはおそらく初めてのことと思われる。

また過去において我が国のあからさまな国益追求の結果が、先の大戦の惨禍であったことを鑑みると、この言葉の持つ意味は決して小さくない。

そこで以下の点に関する政府の見解を明らかにされたい。

- 1 総理がこの時発言した「国家利益」の具体的内容。
- 2 この「国家利益」の具体的内容を内閣として決定した時期。

四 イラク問題に対する我が国の公式見解を国連において表明した「イラク情勢に関する安保理公開会合における原口国連代表部大使演説」（平成十五年二月十八日）は、外務省ホームページ「国連の場における演説」において「仮訳・英語版」と表記されている。

これは同演説の正文が英文のみしか存在しないことを意味するものと思われる。しかしそれでは最高レベルでの日本国の国家意思の表明について日本文が存在しないことになり、極めて奇異である。

例えば、「起案の手引」（防衛庁長官官房法規課）によれば、「外国の機関にあてる文書であっても、

案文は日本語で書く。必要な場合には、相手国語に翻訳した訳文を付ける。ただし、この場合において

も、正文書は飽くまでも日本語文の文書である」としている。日本国政府の意思表示について、まずは日本語で作成されることは、常識以前のことと思われる。

そこで以下の点について政府の見解を明らかにされたい。

- 1 同演説の正文は英文のみなのか。
 - 2 同演説に日本語の正文が存在しない理由を明らかにされたい。
 - 3 同演説の起案・合議・決裁の経緯をつまびらかに明らかにされたい。
 - 4 同演説は内閣に対して事前に報告ないし承認をされているのか。その時期と場所を含め明らかにされたい。またその対象となった演説が英文であったのか、日本語であったのかも明らかにされたい。
 - 5 同演説は総理に対して事前に報告ないし承認をされているのか。その時期と場所を含め明らかにされたい。またその対象となった演説が英文であったのか、日本語であったのかも明らかにされたい。
- 五 政府がイラク戦争の正当性を根拠付けるものと主張する安保理諸決議の有権的解釈について、以下の点について政府の見解を明らかにされたい。

- 1 安保理決議の有権的解釈が示される経緯が不明であるので、その手続と具体的にそれが示された事例

について主なものを明らかにされたい。

2 「今回のイラク共和国（以下「イラク」という。）に対する武力行使が安保理の決議第六百七十八号、決議第六百八十七号及び決議第千四百四十一号に照らし正当化されることについては、安保理の理事国であるアメリカ合衆国（以下「米国」という。）、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、スペイン、ブルガリア共和国がこのように判断をしている」（内閣衆質一五六第四五号 平成十五年四月八日）と政府は主張している。

そこで、これらの国が「このように判断をしている」していることが、安保理の有権的解釈となり得るのか、その根拠と共に明らかにされたい。

3 「我が国を含む多くの国もかかる判断を正当なものとしてイラクに対する武力行使を支持している」（同右）とのことであるが、具体的な国名とその支持が表明された時期と場所についてそれぞれ明らかにされたい。

右質問する。